

令和4年度タイプロモーション現地レップ委託業務仕様書

1 委託内容

タイから三重県への旅行客誘致に係る現地営業代理店（レップ）業務

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月24日（金）まで

3 事業の目的

三重県は、タイ人の旅行形態の移行傾向（団体旅行から個人旅行への移行）を踏まえ、団体旅行誘致に加え、オンライン上での情報発信等に取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により2020～2021年におけるタイからの訪日旅行者数は、大幅な減少となりました。

しかし、海外渡航が難しい状況の中でもタイ人の訪日旅行意欲は失われておらず、新型コロナウイルス感染症が収束した際には、タイ人の訪日旅行需要は回復すると想定されます。

このような中、三重県は令和3年度からタイ人旅行客誘致に関する業務及び現地情報の収集等を行う現地レップ委託業務を開始しました。本事業では、引き続き現地の情勢を踏まえた適切なタイミングでプロモーション等を行うことで、インバウンド再開後のタイからの効果的な旅行客誘致につなげることを目的とします。

4 業務内容

(1) Facebook を活用した観光情報発信

- ・三重県が運営する Facebook アカウント「เที่ยวสนุก "มิเอะ" เจแปน」(※1)において、タイ人旅行者の嗜好や関心を踏まえて、エンゲージメントの高い投稿を定期的に行うこと。
- ・投稿は、目安として週1回（月4回）程度行うこと。
なお、投稿コンテンツや投稿内容については、投稿前に三重県と協議を行うこと。
- ・三重県の観光情報を含む現地メディア等の投稿を積極的にシェアすること。
- ・投稿のエンゲージメントを高めること、アカウントページへの「いいね！」を増やすことを目的とした Facebook 広告を配信すること。
- ・投稿に対するコメントには、原則として3日以内に必ず返信すること。
- ・各投稿に対する反応や広告配信結果について、Facebook のインサイト等を活用してデータ（リーチ数、エンゲージメント数など）を収集、分析すること。
- ・年度末に次年度4月分の投稿を準備し、配信できる状態とすること。

※1 三重県が運営する Facebook アカウント 「เที่ยวสนุก ”มิเอะ” เจแปน」

<https://www.facebook.com/japantravelmie.th>

(2) セールスコール及び現地旅行会社・メディアへの情報提供

- ・三重県の PR 資料を作成し、タイからの誘客に効果的な旅行会社・メディアへセールスコールを 20 社以上実施すること。なお、セールスコールは原則訪問とするが、新型コロナウイルスによる規制やセールスコール先の営業状況等が原因で訪問が困難な場合等は、1 か月以上前に県と協議の上、オンラインによりセールスコールを実施することも可とする。
- ・セールスコールを行う際は、WEB 会議システム等を使用し、三重県からも参加できるように配慮すること。
- ・セールスコール後、相手方からの質問や関心事項に基づいて情報提供を行うなどのアフターフォローを実施すること。
- ・その他、現地旅行会社・メディアから三重県の観光情報や新型コロナウイルスの対応状況等にかかる問合せ等があった場合、必要な調整及び情報提供を行うこと。

(3) ニュースレターの配信

- ・三重県の観光情報について、ニュースレターを作成のうえ、現地旅行会社や訪日旅行情報を扱うメディア等へ配信すること。
なお、ニュースレターに掲載するコンテンツや内容については、配信前に三重県と協議を行うこと。
- ・配信頻度は、目安として月 1 回（1 回につきトピック 4 件程度）とする。
- ・ニュースレター等に対する配信先からの反応（コメント等）について、三重県にフィードバックを行うこと。

(4) タイ現地向け三重県観光セミナー

- ・タイ現地の旅行会社、メディアなど三重県への誘客に効果的なところを対象に、三重県の観光情報に関するセミナーを 2 回以上開催すること。
- ・セミナーを実施するにあたって参加者の募集や資料の準備等、必要な業務の全てを行うこと。
- ・セミナー後の参加者アンケートを実施し、結果を取りまとめて三重県へ報告すること。

(5) 現地 FIT 向けプロモーション

- ・バンコク及びその近郊の旅行会社、訪日旅行情報を扱うメディア、航空会社等と

連携し、現地の趣向を踏まえながら、本県への FIT 旅行客誘致につながる旅行客向け情報発信企画を 1 回以上実施すること。

- ・企画にかかる準備の一切については、受託者で実施すること。

(6) 県内観光事業者向けオンラインセミナー

- ・三重県内の観光事業者等向けに、WEB 会議システムを使用して、タイ現地の情報（訪日旅行需要、タイ国内の状況、旅行客を誘致するうえでの課題等）に関するオンラインセミナーを 2 回開催すること。
- ・オンラインセミナーを実施するにあたってタイ現地で必要な業務の全てを行うこと。（オンラインセミナーの実施に係る募集、アンケート等の準備については、三重県が行うこととする。）

(7) 訪日旅行動向に関する情報収集及び分析

- ・訪日旅行動向（タイ現地旅行会社や航空会社等の動向を含む）に関する情報収集及び分析を継続的に実施すること。
- ・タイ現地の新型コロナウイルス感染症の感染状況等に関する情報を収集すること。

(8) 月次レポートの作成

- ・実施した業務内容、実績・成果、訪日旅行動向に係る情報等を取りまとめた月次レポートを毎月作成し、翌月 10 日までに本県に提出すること。なお、三重県へ旅行客を誘致するうえで有益な情報があれば、レポートに適宜追加すること。
- ・令和 5 年 3 月分のレポートについては、業務実施報告書と合わせて令和 5 年 3 月 24 日（金）までに提出すること。

(9) その他

- ・事前に三重県と協議を行ったうえで内容を決定し、実施すること。
- ・観光プロモーション動画（※2）の活用を図ること。
- ・資料を作成する際に写真や動画を使用する場合、著作権や使用承諾について使用元へ確認すること。
- ・各観光施設にかかる配信内容や紹介内容について、施設へ確認を行うこと。

※2 観光プロモーション動画について

Youtube チャンネル「Japan Travel "Mie"」内の動画

<https://www.youtube.com/channel/UCI9fiY2YyUCAFMWF9jWar0g>

5 納品物、納期、納品場所

下記のとおり期限までに業務実績報告書を提出すること。

- (ア) 納品物 業務実施報告書 2部（印刷物）
- (イ) 納品期限 令和5年3月24日（金）
- (ウ) 納品場所 三重県海外誘客課

6 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県雇用経済部観光局と協議しながら進めるものとします。
- (2) 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる内容がある場合には、積極的に提案してください。
- (3) その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

7 留意事項

(1) 著作権

- ア 本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、三重県に帰属するものとします。
- イ 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。
- ウ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。
- エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- オ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

- カ 三重県は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- キ 受託者は、上記イ又はウに基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- ク 前項の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- ケ 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- コ 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により三重県に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。
- サ 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして三重県に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、三重県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。
- シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。
 - (ア) 成果品を侵害のないものに改変すること。
 - (イ) 三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。
- ス 前 2 項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

(2) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとし、

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(3) 受託者が(2)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとします。

8 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

9 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

委託料の支払いについては、契約条項の定めるところによります。

10 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

11 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。